

# 公益財団法人 京都市ユースサービス協会職員給与規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人京都市ユースサービス協会職員就業規程（以下「就業規程」という。）第21条の規定に基づき、就業規程第2条に定める職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### (給 与)

第2条 一般職員に支給する給与は、次のとおりとする。

- (1) 給 料
- (2) 扶養手当
- (3) 通勤手当
- (4) 住居手当
- (5) 地域手当
- (6) 時間外勤務手当
- (7) 管理職・職務手当
- (8) 期末手当
- (9) 引率宿泊手当

2 就業規程第2条第2号に定める嘱託職員に支給する給与は、次のとおりとする。

- (1) 嘱託給
- (2) 扶養手当
- (3) 通勤手当
- (4) 住居手当
- (5) 時間外勤務手当
- (6) 期末手当
- (7) 専門手当
- (8) 勤続手当
- (9) 引率宿泊手当

3 就業規程第2条第3号、第4号に定める職員（以下、再雇用等職員という。）に支給する給与は、次のとおりとする。

- (1) 給 料
- (2) 扶養手当
- (3) 通勤手当
- (4) 住居手当
- (5) 地域手当
- (6) 時間外勤務手当
- (7) 管理職手当、専門手当
- (8) 期末手当
- (9) 引率宿泊手当

## 第2章 給 料

(給料表等)

第3条 一般職員に適用する給料表は、別表第1のとおりとする。

- 2 一般職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容はおおむね級別標準職務区分表（別表第2、以下「職務表」という。）に定めるとおりとする。
- 3 理事長は、職務表に従い、第1項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、当該給料表によりその職員の号給を決定するものとする。
- 4 理事長が、一般職員を職務表により区分された職務のいずれか一つに決定しようとする場合における基準は、別に定める。
- 5 嘱託職員に支給する嘱託給、ならびに再雇用等職員の給料は別表第3のとおりとする。

(職務区分等の変更)

第4条 理事長は一般職員の職務表により区分された職務、または給料表の号を次に該当する場合、変更することができる。

- (1) 就業規程第38条第2項第3号に規定する場合
- (2) 職員本人の申し出により、職務が全うできないと理事長が判断した場合

(初任給)

第5条 新たに採用する一般職員の級及び号給の決定については、初任給基準表（別表第4）の定めるところによる。

- 2 新たに採用する一般職員で、採用前の前歴のある者の級及び号給の決定については、関連業務についていた者は前歴を別表（第4の2）のとおり換算する。
- 3 特別の理由のある者で前項の規定によることが適当でない認められる者の級及び号給については、前項の規定にかかわらず同種の職務に従事する他の一般職員との均衡を考慮し、その都度理事長が決定する。

(昇 格)

第6条 一般職員の昇格基準及び昇格に伴う給料月額決定については、理事長が決定する。

(昇 給)

第7条 一般職員が現に受けている号給を受けるに至ったときから、12月を下まわらない期間を良好な成績で勤務したときは4号給上位の号給に昇給させることができる。

- 2 55歳に達する日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。
- 3 一般職員の勤務成績が特に優秀である場合及び他の職員との均衡上、特に必要であると認める場合においては前項の規定にかかわらず、その者が現に受けている号給より上位の号給に昇給させることができる。
- 4 一般職員の給料月額がその属する職務の級における給料の幅の最高額である場合で、その者が同一の職務の級にある間の昇給については、理事長が別に定める。

(昇給の時期)

第8条 前条の昇給の時期は毎年4月1日とする。

(給料の支給)

第9条 給与は、次の各号に掲げる給与の種類に応じ、当該各号に定める分を当該各号に定める日に支給する。ただし、その日が金融機関の定休日及び京都市青少年活動センターの休所日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い金融機関の定休日及び京都市青少年活動センターの休所日でない日に支給する。

(1) 給料、扶養手当、管理職手当、職務手当、地域手当または嘱託給

月の1日から末日までの分 月の21日

(2) 住居手当、及び時間外勤務手当

月の1日から末日までの分 翌月の21日

(3) 通勤手当 交通機関は6カ月分を4月及び10月に、それ以外は月の21日

(4) 期末手当 6月30日及び12月10日

2 前項の規定にかかわらず、職員が退職し、または死亡し、若しくは免職されたときは、第9条第2項に定める金額を、出産、疾病、災害、その他非常の場合の費用にあてるため非常時払を請求したときは、その請求の日までの分の給与を前項に定める日前において支給することができる。

第10条 新たに職員となった者、その他新たに給与の支給を受けるべき事由の生じた職員には、その日から給与を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた職員には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員が休職を命ぜられ、または退職し、若しくは死亡したときは、その月分の給与の全額を支給する。ただし、懲戒処分として免職されたとき及び採用の日から30日以内に退職したとき、その他懲戒に準ずべき事由により離職したときは、その日までの給与を支給する。

3 前条第2項の規定により非常時払として給与を支給する場合または第1項若しくは前項ただし書きの規定により給与を支給する場合の給与の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 前項の計算に円未満の端数を生じたときは、控除額はこれを切り捨て、支給額はこれを切り上げるものとする。

第11条 職員が業務上負傷し、または疾病にかかり、療養のために勤務することができないとき、その勤務できない期間の給料は、支給しない。この場合において勤務できない期間が月の中途から始まり、または月の途中で終わる場合のその月分の給料の額については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(給料の減額)

第12条 職員が、正規の勤務日において勤務しないときは、そのしない日数に応じて、1日につき給料月額（給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。以下同

じ。)若しくは嘱託給月額を1月平均の正規の勤務日数で除して得た額を減額し、正規の勤務時間中において勤務しないときは、その勤務しない時間数に応じて、1時間につき給料月額若しくは嘱託給月額を1月平均の正規の勤務時間数で除して得た額を減額する。

2 前項に定めるほか、給与の減額については、その都度理事長が定める。

### 第3章 手 当

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある一般職員に支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる親族で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入によって生計を維持している者をいう。

(1) 配偶者

(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫及び弟妹

(3) 18歳未満または60歳以上の2親等内の血族(前号に該当する者を除く。)

(4) 心身に著しい障害がある親族

(扶養手当の月額)

第14条 扶養手当の月額は、配偶者については13,900円とし、その他の扶養親族については1人につき6,400円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,600円)とする。

2 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養親族の届出)

第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、または職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、扶養親族認定異動申請書により、その旨を直ちに届出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合

(3) 扶養親族たる満22歳未満の子がある職員が配偶者のない職員となった場合(第1号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる満22歳未満の子がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次の各号に該当する職員に支給する。ただし、通勤距離が1キロメートル以内の者は除く。

- (1) 通勤のため、交通機関を利用し、かつ、その運賃を負担することを常とする職員（第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため、自転車、原動機付自転車、自動車、その他の原動機付の交通用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常とする職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため、交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等を使用することを常とする職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の自転車等の使用距離（以下「使用距離」という。）の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額（次に掲げる使用距離のうち自転車を使用する距離が片道5キロメートル未満である場合にあつては1,000円、当該距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあつては500円をそれぞれその額に加算した額）

ア 使用距離が片道 5キロメートル未満	2,000円
イ 使用距離が片道 5キロメートル以上 10キロメートル未満	4,200円
ウ 使用距離が片道 10キロメートル以上 15キロメートル未満	7,100円
エ 使用距離が片道 15キロメートル以上 20キロメートル未満	10,000円
オ 使用距離が片道 20キロメートル以上 25キロメートル未満	12,900円
カ 使用距離が片道 25キロメートル以上 30キロメートル未満	15,800円
キ 使用距離が片道 30キロメートル以上 35キロメートル未満	18,700円
ク 使用距離が片道 35キロメートル以上 40キロメートル未満	21,600円
ケ 使用距離が片道 40キロメートル以上 45キロメートル未満	24,400円
コ 使用距離が片道 45キロメートル以上 50キロメートル未満	26,200円
サ 使用距離が片道 50キロメートル以上 55キロメートル未満	28,000円
シ 使用距離が片道 55キロメートル以上 60キロメートル未満	29,800円
ス 使用距離が片道 60キロメートル以上	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 別に定める区分に応じ、前2号に掲げる額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,

000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額または前号に掲げる額

- 3 通勤手当は、支給単位期間に応じ、別に定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自転車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
- 6 第1項の規定にかかわらず、事務局長が通勤手当の支給が適当でないと認める特別な事情があるときは、通勤手当を支給しないことができる。

#### (住居手当)

第17条 住居手当は、世帯主（これに準じる者を含む。）で、その居住する住居に費用を負担していると認められる職員に対して支給する。

- 2 住居手当の月額、別表第5のとおりとする。
- 3 新たに職員となった者が住居手当の支給を受ける職員たる要件を具備する場合または職員が住居手当の支給を受ける職員たる要件を具備するに至った場合若しくは要件を欠くに至った場合においては、その職員は、直ちにその旨を住居手当支給異動申請書により、理事長に届け出なければならない。

#### (地域手当)

第18条 地域手当の月額、給料、扶養手当、管理職手当及び職務手当の月額の合計額の100分の5に相当する額を一般職員に支給する。

#### (時間外勤務手当)

第19条 正規の勤務時間を超えて、または勤務を要しない日に勤務することを命ぜられて勤務した職員には、その勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額（給料月額及びこれに対する地域手当、または嘱託給、住居手当のうち別に指定するものの月額との合計額を1月平均の正規の実勤務時間数で除して得た額をいう。以下第24条において同じ。）に次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別表6に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 法定休日以外の日における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

(管理職手当)

第20条 管理職手当は、管理または監督の地位にある職員で理事長が定めるものに対し、職務の特殊性に基づき、支給することができる。

- 2 一般職員の管理職手当の月額、給料月額の100分の25を超えない範囲内において支給することができる。別表第7に定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、4級、5級の管理職手当の月額上限を別表第7において定める。
- 4 再雇用等職員の管理職手当は、別表第7の範囲内において理事長が定め支給することができる。
- 5 前項のほかに、所属管理を行う所属長が、ほかに事務局会議に携わる場合において、手当を支給することができる。なお、支給額の幅は別途、要綱にて定める。

(専門手当)

第21条 就業規程第2条第2号に定める嘱託職員、および、就業規程第2条第3号、第4号に定める再雇用等職員の職務の専門性に基づき、支給することができる。

- 2 専門手当の月額は、専門的な知識や経験を有し、その職につく前項に定める職員、または外勤を主たる職につく前項に定める職員で、理事長が定めるものに対し、別表第8を超えない範囲内において支給することができる。

(職務手当)

第22条 職務手当は、主任またはチーフユースワーカー、准チーフユースワーカーである職員に対し、支給することができる。

- 2 職務手当の月額は、給料月額の100分の15を超えない範囲内において別表第9に定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、主任またはチーフユースワーカーの職務手当の上限は33,000円をとし、准チーフユースワーカーの職務手当の上限は7,000円とする。
- 4 前項のほかに、職員が事務局会議に携わる場合において、手当を支給することができる。なお、支給額の幅は別途、要綱にて定める。

(勤続手当)

第23条 就業規程第2条第2号に定める嘱託職員には、勤続1年ごとに別表10に定める勤続手当を支給することができる。

(期末手当)

第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、または死亡した職員で別に理事長が定める者についても、同様とする。

- 2 各期末手当の額は、算定基礎額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月に支給する期末手当 100分の235以内

(2) 12月に支給する期末手当 100分の235以内

- 3 前項の算定基礎額は、それぞれの基準日現在（退職または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額若しくは嘱託給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第3条第1項の給料表の適用を受ける一般職員のうち職務の級が4級以上である職員その他これに準ずる職員で理事長が定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額（管理または監督の地位にある職員で理事長が定める者にあつては、給料月額に100分の25を超えない範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の算定基礎額とする。

(引率宿泊手当)

第25条 事業において参加者等を引率し、かつ宿泊を伴う場合、別表に定めるところにより手当を支給する。

(施行の細目)

第26条 この規程の施行に関し必要な細目は、理事長が別に定める。

附 則

(第18条関連) 本規程第3号、第4号に定める再雇用等職員の地域手当の額は理事長が別に定める。



## 附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年5月31日に一部改定し、4月1日に遡り適用する。

この規程は、平成24年2月13日に改定し、住宅手当の改定については

平成24年1月1日に遡り適用する。

この規程は、平成27年3月17日に改定し、平成27年4月1日から適用する。

この規程は、平成30年3月23日に改正し、平成30年4月1日から施行する。

(給料の切り替えに伴う移行措置)

切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が切替日において受けていた給与月額に達しないこととなるものには、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

この規程は、令和2年7月30日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月8日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係) 給料表

(単位:円)

号級	1級	2級	3級	4級	5級
1	127,775	173,375	205,161	232,511	249,660
2	128,725	175,085	206,871	234,506	251,750
3	129,675	176,795	208,581	236,501	253,650
4	130,625	178,505	210,291	238,496	255,550
5	131,385	180,120	211,906	240,491	257,165
6	132,430	181,830	213,711	242,486	259,255
7	133,475	183,540	215,421	244,386	261,345
8	134,520	185,250	217,226	246,191	263,435
9	135,565	186,865	218,651	248,181	264,670
10	136,610	188,575	220,551	250,271	266,760
11	137,655	190,285	222,356	251,981	268,850
12	138,700	191,995	224,161	253,501	270,940
13	139,745	193,610	225,396	255,496	272,175
14	140,980	195,320	227,296	257,586	274,360
15	142,215	197,030	229,101	259,676	276,545
16	143,450	198,740	231,001	261,006	278,730
17	144,685	200,355	232,136	263,096	279,680
18	146,110	202,065	233,941	265,186	281,865
19	147,535	203,775	235,841	266,611	284,050
20	148,960	205,485	237,741	268,601	286,235
21	150,195	207,100	239,641	270,786	288,325
22	152,095	208,810	241,441	272,306	290,510
23	153,995	210,520	243,246	274,491	292,600
24	155,895	212,230	244,956	276,676	294,785
25	157,700	213,845	246,761	278,386	296,875
26	159,600	215,460	248,566	280,571	298,965
27	161,500	217,170	250,371	282,561	300,960
28	163,400	218,880	251,796	284,746	303,050
29	165,205	220,590	253,126	286,836	305,140
30	167,105	221,825	254,931	288,926	307,135
31	169,005	223,630	256,736	290,921	309,225
32	170,905	225,530	258,541	292,916	311,125
33	172,520	227,335	259,486	295,101	313,025
34	174,230	228,760	261,291	296,811	314,925
35	175,940	230,565	263,096	298,511	316,920
36	177,650	232,275	264,901	300,601	318,915
37	179,265	233,225	265,851	302,501	320,720
38	180,975	234,650	267,656	304,116	322,715
39	182,685	236,075	269,461	306,011	324,615
40	184,395	237,595	271,266	307,911	326,515
41	186,010	239,115	272,216	309,526	328,415
42	187,720	240,540	273,926	311,326	330,315
43	189,430	241,965	275,536	313,226	332,215
44	191,140	243,485	277,246	314,936	334,210
45	192,660	245,005	278,576	316,736	336,110
46	194,275	246,430	280,191	318,446	337,915
47	195,985	248,045	281,711	320,245	339,625
48	197,695	249,755	283,326	321,955	341,430
49	199,215	250,895	284,941	323,665	342,665
50	200,830	252,320	286,461	325,375	343,995

号級	1級	2級	3級	4級	5級
71	231,990	280,630	313,126	348,071	362,330
72	233,415	281,675	313,886	348,451	362,900
73	234,650	282,815	314,925	349,211	363,470
74	235,980	283,860	315,875	349,971	364,040
75	237,310	284,905	316,920	350,731	364,610
76	238,640	286,045	317,965	351,111	365,180
77	239,780	287,090	318,725	351,771	365,750
78	241,015	287,945	319,675	352,336	366,320
79	242,250	288,800	320,720	353,001	366,890
80	243,485	289,655	321,670	353,476	367,460
81	244,530	290,510	322,525	354,046	368,030
82	245,575	290,890	323,285	354,521	368,600
83	246,620	291,460	324,235	355,186	369,170
84	247,665	292,220	325,185	355,946	369,740
85	248,805	292,980	326,040	356,136	370,310
86	249,755	293,645	326,705	356,896	370,880
87	250,705	294,310	327,560	357,656	371,450
88	251,655	294,975	328,510	358,416	372,115
89	252,605	295,450	329,460	358,986	372,590
90	253,365	295,925	330,410	359,651	373,160
91	254,125	296,400	330,980	360,316	373,730
92	254,885	296,875	331,930	360,981	374,395
93	255,360	297,445	332,690	361,741	374,870
94	255,835	297,920	333,351	362,311	375,440
95	256,310	298,395	334,206	362,881	376,010
96	256,785	298,870	334,681	363,451	376,675
97	257,070	299,440	335,536	363,831	377,150
98		299,820	336,196	364,301	377,720
99		300,295	337,051	364,871	378,290
100		300,770	337,906	365,441	378,955
101		301,340	338,476	365,821	379,430
102		301,720	339,141	366,191	380,000
103		302,195	339,806	366,761	380,570
104		302,670	340,566	367,331	381,235
105		303,240	341,226	367,611	381,710
106		303,715	341,411	368,181	382,280
107		304,190	341,981	368,751	382,850
108		304,665	342,646	369,321	383,515
109		305,140	343,311	369,701	383,990
110		305,615	343,501	370,171	384,655
111		306,090	344,071	370,741	385,320
112		306,565	344,546	371,311	385,795
113		306,850	345,021	371,691	386,270
114		307,325	345,496	372,161	386,840
115		307,800	345,591	372,731	387,505
116		308,275	346,066	373,101	388,170
117		308,560	346,256	373,381	388,550
118		309,035	346,731		
119		309,510	347,206		
120		309,985	347,301		

号級	1級	2級	3級	4級	5級
51	202,445	254,030	287,976	326,800	345,420
52	204,060	255,645	289,591	328,605	346,655
53	205,485	256,785	291,111	330,505	347,795
54	207,100	258,305	292,531	331,645	348,935
55	208,525	259,825	294,146	333,070	350,075
56	210,140	261,440	295,666	334,210	351,310
57	211,470	262,675	296,901	335,540	352,355
58	212,895	264,005	298,326	336,676	353,305
59	214,415	265,525	299,841	337,911	354,255
60	215,935	266,950	301,456	338,956	355,205
61	217,455	268,470	302,786	340,096	355,965
62	218,975	269,895	303,831	341,141	356,820
63	220,495	271,320	305,161	341,806	357,675
64	222,110	272,650	306,296	342,756	358,245
65	223,440	273,790	307,436	343,801	358,910
66	224,960	274,930	308,481	344,656	359,480
67	226,480	276,070	309,241	345,131	360,050
68	228,000	277,210	310,281	345,986	360,620
69	229,235	278,350	311,231	346,750	361,190
70	230,660	279,490	312,276	347,311	361,760

号級	1級	2級	3級	4級	5級
121		310,270	347,586		
122		310,745	348,061		
123		311,220	348,441		
124		311,695	348,821		
125		311,980	349,011		
126		312,455	349,196		
127		312,930	349,671		
128		313,405	350,146		
129		313,690	350,336		
130		314,165	350,326		
131		314,640	350,706		
132		315,115	351,181		
133		315,400	351,366		
134		315,875	351,556		
135		316,350	351,936		
136		316,825	352,411		
137		317,110	352,696		

別表第2（第3条関係）

級別標準職務区分表

職務の級	標準的な職務
1級	相当の知識、技術、経験等を要する職務
2級	やや高度の知識、技術、経験等を要する職務 またはチーフ等の職務の準備期間にあたる者の職務
3級	チーフ及び主任の職務、またはこれに準ずるものと理事長が認める職務
4級	所属長の職務、またはこれに準ずるものと理事長が認める職務
5級	事務局長・部長の職務、またはこれに準ずるものと理事長が認める職務

別表第3（第3条第5項関係）

嘱託給	172,000円
再雇用管理職給	191,000円
再雇用嘱託給	172,000円

別表第4（第5条関係）

初任給基準表

基準年齢	職務の級	号
22歳	1	28
20歳	1	22

別表第4の2（第5条第2項関係）

前歴換算の割合

嘱託職員等協会や青少年関係に従事していた者	9割
民間企業等、上記以外に有期雇用ではなく従事していた者	7割
上記、2例以外の者	5割

別表第5（第17条関係）

住居手当

区 分 及 び 金 額

- (1) 第13条第2項に規定する扶養親族を有する職員  
及び別に定める職員 10,500円
- (2) その他の職員 9,500円

別表第6 (第19条関係) 時間外勤務手当の支給割合

区 分 支給割合

- (1) 第19条第1号に掲げる勤務 100分の125  
(深夜残業になる場合) (100分の150)
- (2) 第19条第2号に掲げる勤務 100分の135

別表第7 (第20条関係) 管理職手当の支給割合または額

役 職	支給割合等	上限額
事務局長・部長	100分の20～25	80,000円
次 長	100分の16～19	62,000円
所属長 (一般職員)	100分の15	52,000円
管理職 (再雇用等職員)	10,000円	40,000円
事務局会議手当	3,000円～	10,000円

別表第8 (第21条関係) 専門手当の額 25,000円以内

別表第9 (第22条関係) 職務手当の支給割合または額

	支給割合	上限額
チーフユースワーカー・主任	100分の10	33,000円
准チーフユースワーカー	5,000円	7,000円
事務局会議手当	3,000円～	10,000円

准チーフユースワーカーについては、経験年数1年毎に1,000円を加算する。

別表第10 (第23条関係)

嘱託職員の勤続手当 1年ごとに3,000円

別表第11 (第25条関係)

引率宿泊手当 (1泊につき) 10,000円